

令和3年度事業報告書(案) (協会けんぽ2021) 【概要版】

事業期間:2021(令和3)年4月1日～2022(令和4)年3月31日

2021(令和3)年度の加入者数は、2020(令和2)年度に引き続き減少に転じていますが、標準報酬月額や適用事業所数は増加しました。

●加入者数: **4,028万2千人**(3万人減少)

●平均標準報酬月額: **292,220円**(1,704円増加)

被保険者数: **2,508万3千人**(19万5千人増加)
(うち任意継続被保険者数: **25万4千人**(1千人減少))

●適用事業所数: **248万9千事業所**(9万事業所増加)

被扶養者数: **1,519万8千人**(22万6千人減少)

加入者数、事業所数等の動向

(加入者数などの人数: 千人、平均標準報酬月額: 円、適用事業所数: 千カ所)

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
加入者数	35,122 (0.7%)	35,662 (1.5%)	36,411 (2.1%)	37,184 (2.1%)	38,091 (2.4%)	38,941 (2.2%)	39,417 (1.2%)	40,460 (2.6%)	40,312 (▲0.4%)	40,282 (▲0.1%)
被保険者数	19,884 (1.2%)	20,315 (2.2%)	20,914 (2.9%)	21,590 (3.2%)	22,441 (3.9%)	23,215 (3.4%)	23,769 (2.4%)	24,805 (4.4%)	24,888 (0.3%)	25,083 (0.8%)
うち任意継続 被保険者数	338 (▲4.5%)	321 (▲5.0%)	300 (▲6.6%)	287 (▲4.3%)	273 (▲4.8%)	262 (▲4.3%)	259 (▲1.1%)	253 (▲2.3%)	255 (0.8%)	254 (▲0.4%)
被扶養者数	15,239 (▲0.1%)	15,346 (0.7%)	15,497 (1.0%)	15,594 (0.6%)	15,649 (0.4%)	15,726 (0.5%)	15,648 (▲0.5%)	15,656 (0.1%)	15,424 (▲1.5%)	15,198 (▲1.5%)
平均標準報酬月額	275,295 (▲0.0%)	276,161 (0.3%)	277,911 (0.6%)	280,327 (0.9%)	283,351 (1.1%)	285,059 (0.6%)	288,475 (1.2%)	290,592 (0.7%)	290,516 (▲0.0%)	292,220 (0.6%)
適用事業所数	1,636 (0.9%)	1,681 (2.7%)	1,750 (4.1%)	1,859 (6.2%)	1,994 (7.3%)	2,113 (6.0%)	2,224 (5.3%)	2,325 (4.5%)	2,399 (3.2%)	2,489 (3.8%)

※1 括弧内は前年度対比の増減率となります。

※2 「加入者数」などの人数及び事業所数は年度末の数値、標準報酬月額は年度平均(前年度3月～当年度2月)の数値となります。

※3 平均標準報酬月額および適用事業所数には、健康保険法第3条第2項被保険者に係る分は含まれていません。

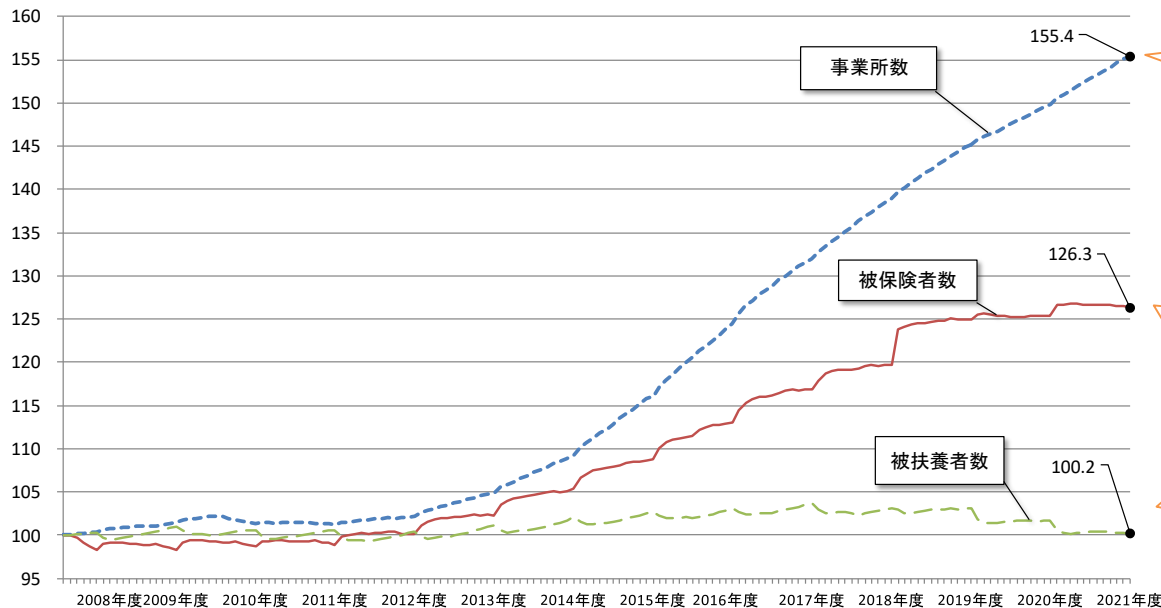
2021年度の月別の新規加入者数等の推移

(単位: 万人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規加入者数	155.0	58.6	58.3	56.1	51.8	53.5	60.0	52.4	47.1	57.5	50.0	56.2	756.5
被保険者数	111.0	36.5	36.5	35.4	31.7	33.3	37.8	32.7	29.0	35.6	30.8	35.0	485.5
被扶養者数	44.0	22.1	21.7	20.7	20.1	20.2	22.1	19.7	18.1	21.9	19.2	21.1	271.0
資格喪失者数	147.1	61.1	56.8	55.9	51.9	52.6	61.2	51.1	48.4	63.0	51.1	59.5	759.6
被保険者数	86.1	34.4	34.7	35.7	33.4	33.6	39.5	31.7	28.9	39.5	31.4	37.2	466.0
被扶養者数	61.0	26.7	22.1	20.2	18.5	18.9	21.7	19.4	19.4	23.5	19.7	22.3	293.5

事業所数・被保険者数・被扶養者数の推移(指数)

2022年3月末時点



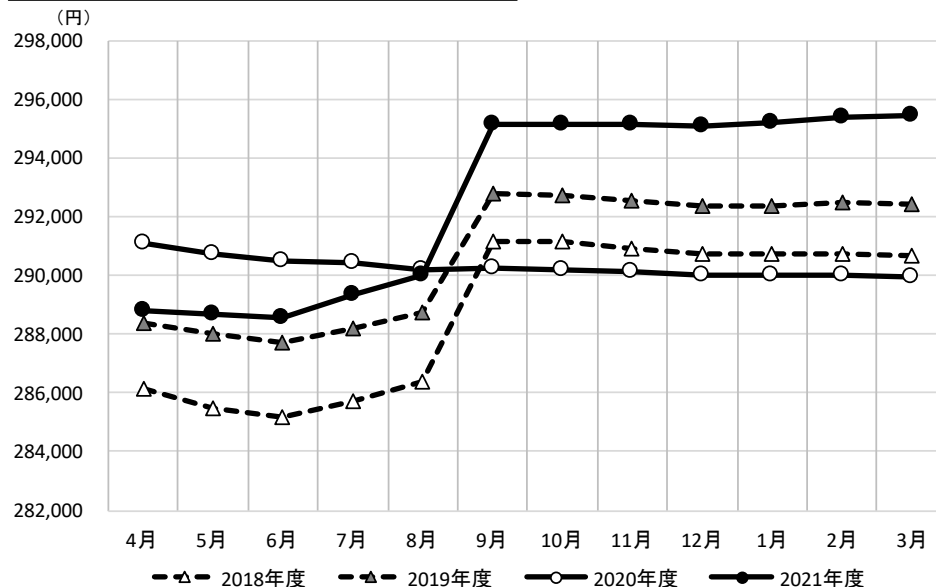
・適用事業所数は、増加傾向にあります。

・被保険者数の伸びは、2017(平成29)年度後半から2018(平成30)年度にかけて急激に鈍化し、2019(平成31)年4月に大規模健康保険組合が解散したことによって大幅に増加しましたが、2020年度以降再び急激に鈍化しています。

・被扶養者数の伸びは、2018年度に減少に転じ、2019年度に入ってからでは僅かながら増加傾向にありましたが、2020年度以降再び減少に転じています。

※ 2008年10月末における事業所数、被保険者数、被扶養者数をそれぞれ100とし、その後の数値を指数で示しています。
 ※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者を除く協会けんぽの被保険者数について集計したものです。

平均標準報酬月額推移

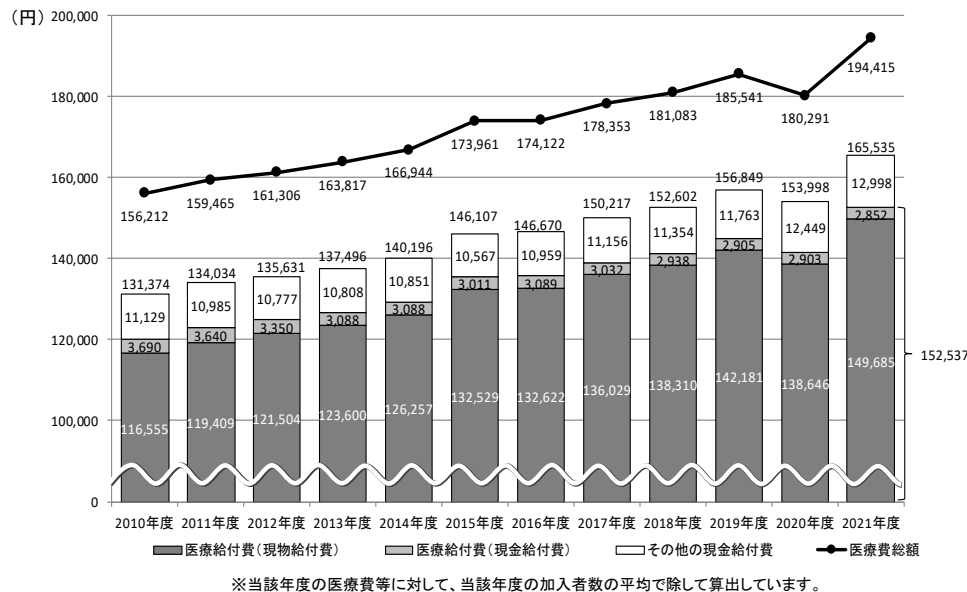


※健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者を除く協会けんぽの被保険者の標準報酬月額について集計したものです。

・標準報酬月額は、4月から6月の給与総額を算定の基礎として9月に改定が行われ増加するのが例年の傾向です。2020年度は9月に大幅な増加はなく横ばいで推移しましたが、2021年度はこれまでの傾向と同様に9月に増加しました。

・業態別に見ると、任意継続被保険者を除くすべての業態において、前年と比べ平均標準報酬月額は増加していますが、前々年と比較すると「その他の運輸業(鉄道業、道路旅客運輸業等)」、「飲食店」、「宿泊業」は、他の業態に比べて大きく減少したままであり、未だ新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準には戻っていません。

加入者1人当たりの医療費の推移



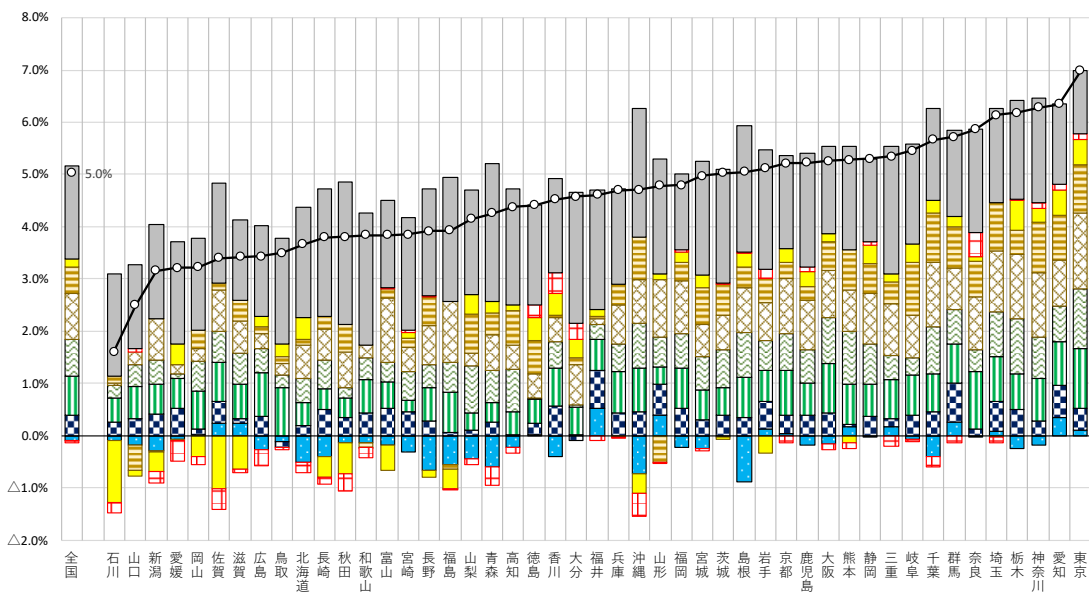
2020年度の医療費総額は、協会発足以来はじめて減少に転じましたが、2021年度は増加しました。

- 医療費総額：**7兆8,444億円**(8.0%増加)
- 加入者1人当たりの医療費総額：**194,415円**(7.8%増加)
- 現金給付の支給総額：**6,395億円**(3.4%増加)

2021年度と2019年度(新型コロナウイルス感染症が流行する前)の比較

・加入者1人当たりの医療費総額について、協会けんぽが保有するレセプトデータを用いて年齢階級別に要因分解を行ったところ、全国的に2021年度の1人当たり医療費総額は2019年度のそれに比べて高い水準となっているものの、ほとんどの都道府県で「年齢階級(0-9)」の若年層にかかる1人当たり医療費総額は減少に寄与しており、2019年度の水準に達していないことが分かります。

1人当たり医療費総額の対前々年同期比の要因分解(年齢階級別)※1※2



- 年齢階級(0-9)
- 年齢階級(10-19)
- 年齢階級(20-29)
- 年齢階級(30-39)
- 年齢階級(40-49)
- 年齢階級(50-59)
- 年齢階級(60-69)
- 年齢階級(70-)
- 年齢構成要因
- 総計

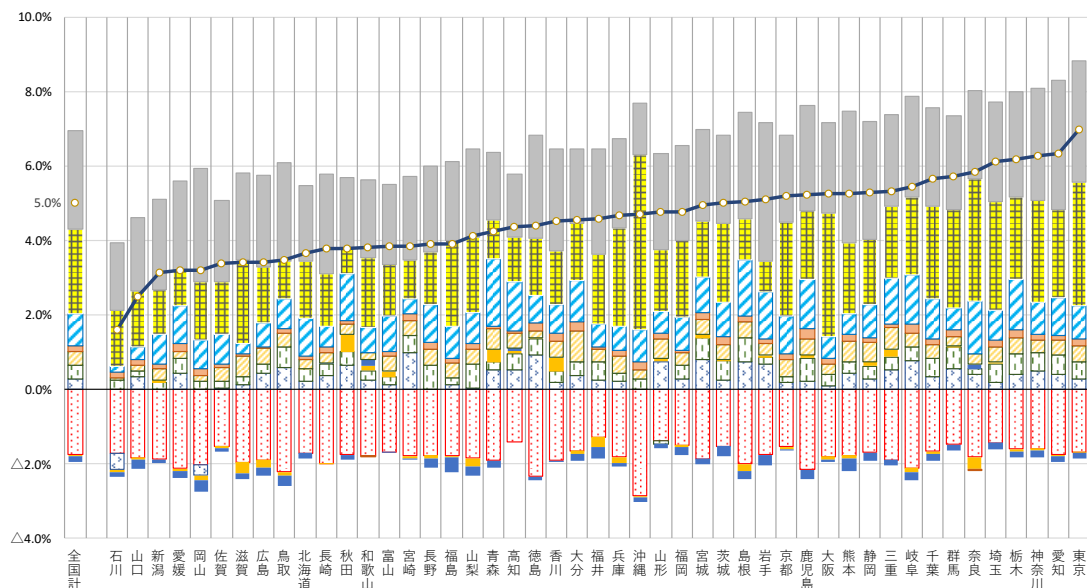
※1 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽのレセプトについて集計したものです。これは、社会保険診療報酬支払基金の一次審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。

※2 1人当たり医療費は、「年齢別1人当たり医療費」が変化しなくても、加入者の異動や高齢化等といった「年齢構成」が変化することでも影響を受けます。年齢構成要因とは、この年齢構成が変化したことによる影響を示したものです。

1人当たり医療費総額の対前々年同期比の要因分解(疾病分類別)※1

2021年度と2019年度(新型コロナウイルス感染症が流行する前)の比較

・疾病分類別に要因分解を行うと、「特殊目的用コード(主に新型コロナウイルス感染症に関する傷病)」にかかる1人当たり医療費総額は全ての都道府県で増加に寄与していることが分かります。



保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行います。
あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図ります。
また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進します。

2021年度 事業計画における主な重点施策

- (1)健全な財政運営

(2)サービス水準の向上

(3)限度額適用認定証の利用促進

(4)現金給付の適正化の推進

(5)効果的なレセプト内容点検の推進

(6)柔道整復施術療養費の照会業務の強化
- (7)あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進

(8)返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

(9)被扶養者資格の再確認の徹底

(10)オンライン資格確認の円滑な実施

(11)業務改革の推進

事業の実施状況、実績等

(1)健全な財政運営（報告書 p.24）

・2022(令和4)年度の保険料率の決定に向けては、運営委員会及び評議会に、2026(令和8)年度までの5年間の収支見通しと日本の人口(年齢階層別の将来人口を含む)や関連する制度改革の動向等を丁寧に説明した上で議論を行った結果、2022年度の平均保険料率は、前年度と同じ10%に決定されました。

・今後も、加入者や事業主に協会決算や財政の見通しに関する情報発信を行うとともに、各種審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行っていきます。

(2)サービス水準の向上（報告書 p.47）

・傷病手当金等の各申請について、申請書の受付から支払までの所要日数を10営業日以内とする目標(サービススタンダード)を設定しています。2021(令和3)年度の達成率は99.9%(前年度99.5%)であり、引き続き高い水準を維持しています。

・加入者の申請手続きの利便性の向上を図るため、各種給付申請について窓口に来訪しなくても申請できる郵送化を促進しています。2021年度の郵送化率は95.5%(前年度94.8%)でした。

(3)限度額適用認定証の利用促進（報告書 p.50）

・加入者の医療機関等の窓口での支払額を軽減させることができる限度額適用認定証について、利用促進を図っています。

[2021年度実績]	
※()内は前年度実績	
発行件数	使用率
約139万件（約137万件）	81.5%（79.6%）

(4)現金給付の適正化の推進（報告書 p.51）

・傷病手当金や出産手当金等の現金給付については、加入者数の増加に伴って給付件数も増加傾向にあります。現金給付の適正で正確な審査は協会の基本的な責務であり、不正受給対策の観点も明記している審査事務手順書等に則った審査を励行しています。

・更に、不正の疑いへの対応については、各支部に設置している保険給付適正化プロジェクトチームで検証の上、必要に応じて事業主への立入検査を実施しています。

(5)効果的なレセプト内容点検の推進 (報告書 p.54)

・医療機関や薬局が医療費等の請求を行うためのレセプト(診療報酬明細書)は、社会保険診療報酬支払基金による審査の後、協会による内容点検(診察、検査、投薬等の診療内容に係る点検)等を行います。医療費の適正化に資するため、協会では効率的かつ効果的なレセプト点検の推進に努めています。

(6)柔道整復施術療養費の照会業務の強化 (報告書 p.61)

・2021年度に申請のあった柔道整復施術療養費のうち、多部位かつ頻回受診(不正施術が疑われる申請)の割合は0.95%であり、申請に占める割合を対前年度以下とする目標を達成しました。

[柔道整復療養費の申請件数と内訳]

	2020年度		2021年度	
	件数	申請に占める割合	件数	申請に占める割合
申請件数	14,254,909件	-	15,108,898件	-
多部位かつ頻回	160,251件	1.12%	143,059件	0.95%

※多部位かつ頻回…施術箇所3部位以上かつ月15日以上

(7)あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進 (報告書 p.62)

・同意書により医師が施術の同意等を行ったかどうかの確認を徹底するなど審査を強化するとともに、不正の疑いがある案件について地方厚生局へ情報提供を行い、支給の適正化を図っています。

(8)返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 (報告書 p.62)

・2021年度の保険証回収率(資格喪失後1ヵ月以内)は84.11%(前年度92.41%)でした。回収率が減少した要因としては、電子申請による資格喪失届の提出が増加していること(※)等が考えられます。

※社会保険関連手続きの電子化が推進されており、資格喪失等の届出についても電子申請で行われるケースが増えています。なお、届出が電子申請で行われた場合、保険証は別途郵送等で返却されることになるため、紙の届出に比べ、保険証の返却が遅くなる(資格喪失後1ヵ月を超えるケースが増える)傾向にあります。

(右記に続く)

・なお、2021年度の保険証回収率(資格喪失後1ヵ月以内の回収に限らないもの)は95.25%であり、最終的には概ね回収できています。

[資格喪失後受診による債権の発生件数等・保険証回収件数]

	2019年度	2020年度	2021年度
資格喪失後受診による債権発生件数	172,024件	167,273件	158,772件
資格喪失後受診による債権発生金額	48億円	50億円	49.6億円
保険証回収件数(資格喪失後1ヵ月以内に回収した枚数)	475万件※	545万件	515万件

※日本年金機構における保険証回収情報の不具合による影響で、2020年2月、3月分の正確な保険証回収件数が算出できなかったため、2019年4月から2020年1月までの実績となっています。

(9)被扶養者資格の再確認の徹底 (報告書 p.66)

・保険給付の適正化を目的に、被扶養者資格の再確認を日本年金機構と連携して実施しています。2021年度は、18歳以上(2021年3月末時点)の被扶養者に対して、10月に再確認を行いました。

・未送達の事業所には、架電による送付先調査や年金事務所へ所在地の再確認等を行い、提出書類の再送付を実施しています。

[2021年度実績]

被扶養者資格 再確認対象事業所数	1,346,980社 (提出率:91.3%)	被扶養者削減数	73,047人
---------------------	------------------------	---------	---------

(10)オンライン資格確認の円滑な実施 (報告書 p.67)

・オンライン資格確認により、協会の加入者でなくなった後に、加入者として医療機関等を受診した場合等に係る医療費等について、返還等の際に生じる事務コストの軽減が期待されています。

・事業主に対しマイナンバーが未収録となっている被扶養者及び70歳以上被保険者のマイナンバー照会を行いました(70歳未満被保険者は2022年2月に日本年金機構において実施)。これにより、協会の2022年3月末時点のマイナンバー収録率は98.9%(2021年3月末時点の収録率97.5%)となりました。

(11)業務改革の推進に向けた取組 (報告書 p.68)

・事務処理手順書に基づく統一的な事務処理の徹底はもとより、2020(令和2)年度に導入したRPA(ロボットによる定型作業の自動化)を運用していく中で、改善点の修正対応を行うことにより、更なる効率化を推進しました。

基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指します。

具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図ります。

また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図ります。

2021年度 事業計画における主な重点施策

- (1)第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>
- (2)広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>
- (3)ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅱ、Ⅲ>
- (4)インセンティブ制度の実施及び検証<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>

- (5)支部で実施した好事例の全国展開<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>
- (6)地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信<Ⅱ、Ⅲ>
- (7)調査研究の推進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>

事業の実施状況、実績等

(1)第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施 (報告書 p.70)

・2021(令和3)年度の保健事業に関しては、2020(令和2)年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しつつ、各種取組を確実に実施しました。

[2021年度実施結果]

	2020年度	2021年度
生活習慣病予防健診の実施率	51.0%	53.6%
事業者健診データの取得率	8.0%	8.5%
被扶養者の特定健診の実施率	21.3%	26.2%
	2020年度	2021年度
被保険者の特定保健指導の実施率	15.5%	18.2%
被扶養者の特定保健指導の実施率	13.1%	12.8%
	2020年度	2021年度
健康宣言事業所数	54,616事業所	68,992事業所

【保健事業における各種取組】

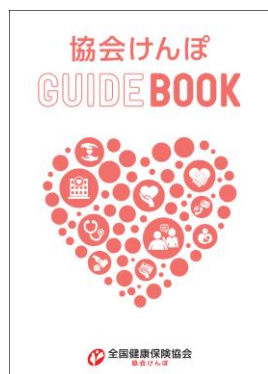
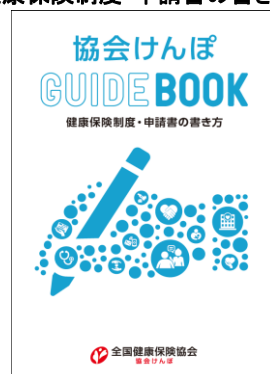
- ・第三期特定健康診査実施計画(2018~2023年度)の目標達成に向け、①コンテンツ(「なぜ」、「何を」)と情報伝達経路(「誰に」、「いつ」、「どのように」)の2つの観点からパンフレット等を見直すこととし、②各種指標を整理し、新たに四半期ごとの業態・事業所規模・市区町村別の傾向等を共有できるよう、データの共有サイクル等を見直しました。
- ・健診を受診しやすくするための環境面の整備として、契約健診機関の拡充や、自治体との協定締結の拡大による協会の特定健診と自治体の集団健診やがん検診との同時実施の実現・拡大に向けた取組を実施しました。
- ・事業所における特定健診・特定保健指導の実施率等の向上、事業者健診データの取得率向上、コラボヘルスの推進に向けて、業界団体(公益社団法人全日本トラック協会、公益社団法人日本バス協会等)に対して協力依頼を行いました。また、公益社団法人全日本トラック協会等への協力依頼にあたっては、事前に所管省庁(国土交通省)を訪問し各団体との調整を依頼する等、国を巻き込んだ取組としました。
- ・保健事業に係る企画立案・調整・組織管理等を遂行するために必要な資質と意欲を有する協会の保健師を育成するための「保健師キャリア育成課程」について、2022~2023年度にかけて実施することとしました。
- ・生活習慣病の重症化を防ぐため、治療が必要と判断されながら医療機関を受診していない方に対し、受診勧奨を行いました。

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

(報告書 p.107)

・加入者及び事業主に対して、2022(令和4)年度保険料率をお知らせするほか、加入者及び事業主の視点に立った分かりやすく効果的な広報を実施することを目的に、本部各部署及び支部の若手職員を委員とした広報委員会を設置し、協会の概要等の全支部共通で広報すべきコンテンツについて、「協会けんぽGUIDE BOOK」等の広報資材を作成しました。

[協会けんぽ GUIDE BOOK]

[協会けんぽ GUIDE BOOK
健康保険制度・申請書の書き方]**(3) ジェネリック医薬品の使用促進 (報告書 p.113)**

・2023(令和5)年度までに全支部で使用割合80%以上(医科・DPC・調剤・歯科)とする目標に向けて各種取組を推進しました。

	2021年3月診療分	2022年3月診療分
使用割合80%以上の支部	29支部	28支部
協会全体の使用割合	80.4%	80.4%

・理事長から日本ジェネリック製薬協会に対し、「ジェネリック医薬品使用促進の取組を行う上で、ジェネリック医薬品の安全性と安定供給が確保されることが大前提と考えている。一日も早くこの状況を改善するため、医薬品業界全体と医療関係者が協力して、安心・安全が担保されるよう、引き続き尽力していただきたい」旨を要請しました。

(4) インセンティブ制度の実施及び検証 (報告書 p.119)

・2021年度は、新型コロナウイルス感染症を踏まえた2020年度実績の評価方法のほか、成長戦略フォローアップを踏まえたインセンティブ制度の見直しについて、運営委員会や支部評議会で議論し、新たな評価方法を決定しました。

(5) 支部で実施した好事例の全国展開 (報告書 p.128)

・2021年度のパイロット事業の実施件数は2支部で2事業となりました。効果的な取組について、今後、全国展開することとしています。

(6) 地域の医療提供体制等への働きかけ (報告書 p.131)

・地域の医療提供体制については、各構想区域の調整会議に参加し、医療データ等を活用した意見発信を行っています。

[2021年度
実施結果]

	参画支部数	設置数
構想区域ごとの調整会議への参画	47支部、226区域 (301区域)	346区域

※()内は調整会議等への参画状況のうち健康保険組合連合会等を含む被用者保険としての参画数

(7) 医療保険制度改正等に向けた意見発信 (報告書 p.135)

・2022年度診療報酬改定にあたり、2021年11月24日に中央社会保険医療協議会の1号(支払)側委員6団体(※)から厚生労働大臣に対して、国民の負担軽減につなげる改定とするよう要請を行いました。

※健康保険組合連合会、国民健康保険中央会、全日本海員組合、日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会、協会の6団体

(8) 調査研究の推進 (報告書 p.151)

・外部有識者を活用した調査研究について、2020年度に採択した4件を着実に進めるとともに、新たに5件採択しました。

・支部における医療費や健康度の地域差等の分析を行っていくため、地方公共団体等との共同分析・共同事業を進めるとともに、新たな統計分析研修を2022年度から実施し職員の統計分析能力の向上を図ることとしました。

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していきます。

2021年度 事業計画における主な重点施策

- I) 人事・組織に関する取組
(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
(2) 人事評価制度の適正な運用
(3) OJTを中心とした人材育成
(4) 本部機能及び本部支部間の連携の強化
(5) 支部業績評価の実施
- II) 内部統制に関する取組
(1) 内部統制の強化
(2) リスク管理
(3) コンプライアンスの徹底
- III) その他の取組
(1) 費用対効果を踏まえたコスト削減等
(2) 協会システムの安定運用
(3) 制度改正等にかかる適切なシステム対応
(4) 中長期を見据えたシステム構成の実現

事業の実施状況、実績等

I-(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
(報告書 p.161)

・2021(令和3)年10月には、標準人員を踏まえるとともに新型コロナウイルス感染症の拡大状況を勘案した本部や支部間における全国規模の人事異動(287名)及び支(本)部内の配置換え(297名)を行いました。

I-(2) 人事評価制度の適正な運用 (報告書 p.161)

・協会では、職員の目標管理を明確にした人事評価制度を通じて、組織目標の達成を促すとともに、高い実績を上げた職員に対して適正な処遇を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図っています。
・2021年度は、グループ長補佐以上の階層別研修や新入職員の採用時研修で、人事評価制度の目的や目標設定のプロセス等について説明し、理解の深化に努めました。

I-(3) OJTを中心とした人材育成 (報告書 p.161)

・協会では、日々の業務遂行を通じた人材育成(OJT)を中心とし、それを補完する集合研修と自己啓発を効果的に組み合わせることにより、計画的な人材育成に取り組んでいます。

〔集合研修の実施状況(2021年度)〕

集合研修	内容	実施回数
階層別研修	・支部長研修 ・部長研修 ・グループ長研修 等	12回
業務別研修	・GIS実践研修 ・ステップアップ型統計分析研修 ・保健師全国研修 等	11回
テーマ別研修	・ハラスメント相談員研修 ・ハラスメント防止研修	2回

・各支部においては、①ハラスメント防止研修、②情報セキュリティ研修、③個人情報保護研修、④コンプライアンス研修、⑤メンタルヘルス研修及び⑥ビジネススキル研修の計6研修を必須研修として実施しました。また、各支部の課題に応じた独自研修を44支部において実施しました。

I-(4)本部機能及び本部支部間の連携の強化（報告書 p.164）

・加入者の健康増進等の保健事業や医療費の地域差を縮小するためには、本部・支部間の連携を強化し、戦略的保険者機能を更に強化していく必要があります。

・2021年度においては、そのための方策を取りまとめ、体制が整ったものから順次実行しました（詳細は本概要版13頁を参照）。

I-(5)支部業績評価の実施（報告書 p.164）

・2021年度の支部業績評価は、2020（令和2）年度の結果を踏まえ、支部の取組をより適正に評価できるよう、評価項目や評価方法について見直しを行いました。

・なお、2021年度は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により公平な評価が困難な評価項目があったことから、可能な項目のみの評価としました。

II-(1)内部統制の強化（報告書 p.164）

・内部統制の強化に向け、内部統制基本方針（2020年10月策定）に基づき、リスクの洗い出し・分析・評価・対策を行い、事前にリスクの発生を抑制するための仕組みの構築に向けた取組を進めました。

II-(2)リスク管理（報告書 p.165）

・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応等、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図るため、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施しました。

II-(3)コンプライアンスの徹底（報告書 p.167）

・コンプライアンスの重要性について、職員の理解を深めるために、研修の実施や、コンプライアンス通信・ポスター等の各種ツールを活用した啓発活動を実施しました。

III-(1)費用対効果を踏まえたコスト削減等（報告書 p.167）

・一者応札案件の減少に向け、支部に対してヒアリングやアンケートを行い、その結果、効果的との意見が多かった「業者への声かけの徹底」、「公告期間や納期までの期間の十分な確保」等に取り組みました。

・これらの取組の結果、一者応札案件の割合は12.6%となり、20%以下とする目標を達成しました。

【一者応札割合（2021年4月～2022年3月契約分）】

	一般競争入札 契約件数	一者応札件数 （再掲）	一者応札割合
本部	119	36	30.3%
支部	549	48	8.8%
総計	668	84	12.6%

III-(2)協会システムの安定運用（報告書 p.168）

・2021年度においても、協会の基盤的業務である、保険証の発行や保険給付の支払い等の業務が停止することがないよう、業務を下支えする協会システムを安定的かつ継続的に稼働させました。

III-(3)制度改正等にかかる適切なシステム対応（報告書 p.169）

・制度改正・法律改正や外部機関におけるシステムの変更等に合わせ、協会システムの改修を実施しました。

III-(4)中長期を見据えたシステム構想の実現（報告書 p.169）

・協会の次期業務システムは、2023（令和5）年1月のサービスインを予定しています。

・2021年度は各種調達を順調に完了し、システム開発着手後も各種システム改修や機器類の構築等はスケジュール通り進捗しています。

・特にサービスインに先駆けて2021年12月にはテレビ会議システムを先行リリースし、業務効率化を図りました。

新型コロナウイルス感染症への対応（報告書 p.171）

- ・2021(令和3)年度の業務を遂行する上で、協会は、加入者及び事業主の皆様の感染を防止するため、以下のような対策を行ってきました。
- ・今後も、国や関係機関とも連携をしながら、可能な限り加入者サービスの低下を招くことがないよう、感染拡大防止対策を徹底しつつ業務を遂行していきます。

（健診・保健指導における感染防止対策）

- ・協会と契約している健診実施機関に対し、感染防止対策の徹底を依頼する。
- ・保健師等が保健指導を行うために事業所を訪問する場合は、事前に訪問先に感染防止対策（対象者との距離が取れる換気可能な場所の確保、マスク着用と相談前の手洗いの実施について対象者へ周知）等にご協力していただいた上で訪問する。
- ・対面による保健指導等を行う場合は、面接開始前に対象者に発熱等の症状がないことを確認する。また、マスク着用、手洗い（またはアルコール消毒）の感染防止対策を十分に行う。

（お客様窓口における感染防止対策）

- ・窓口の入口に「新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、窓口が混雑している場合、可能な方は時間を改めてお越しいただきますようお願いいたします。」の案内を掲示し、感染リスクへの注意喚起を行う。
- ・窓口の混雑が想定される場合は、窓口ブースにおける新型コロナウイルス感染症防止対策に加えて、待合室及びエレベーターホール等の共有スペースにおける対策も講じる。

（例：定期的な換気や加湿器等による湿度管理、待合席の間隔を広く開ける）

（協会職員の感染防止対策）

- ・事務室内における接触リスク低減のため、地域の実情（感染者数の急増や緊急事態宣言の発令等）を踏まえて、交代制出勤を実施する。
- ・公共交通機関における通勤ラッシュ時等における感染リスク低減のため、時差出勤を実施する。
- ・マスク着用や「三つの密」回避、職員自身での毎日の体調管理（体温計測等）等の感染防止対策を徹底する。

東日本大震災への対応（報告書 p.172）

- ・2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災への対応として、被災された加入者の費用負担の軽減等については、国の方針や財政措置等を踏まえ、2021年度においても引き続き、必要な措置(医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除、健診及び保健指導を受けた際の自己負担分の還付)を実施しました。

➤ 協会全体の重要業績評価指標(KPI)の達成状況

達成	11	概ね達成	2	未達成	7
----	----	------	---	-----	---

※「概ね達成」は達成度95%としている。

基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI		結果	達成状況
サービス水準の向上	① サービス標準の達成状況を100%とする	100%	99.9%	概ね達成
	② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95%以上とする	95%	95.5%	達成
効果的なレセプト内容点検の推進	① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について前年度以上とする ※査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額	0.318%	0.332%	達成
	② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	5,377円	6,330円	達成
柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	1.12%	0.95%	達成
返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする	92.41%	84.11%	未達成
	② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする	53.40%	55.48%	達成
被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする	92.7%	91.3%	概ね達成
オンライン資格確認の円滑な実施	加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする	97.5%	98.9%	達成

戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI		結果	達成状況
特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診実施率を58.5%以上とする	58.5%	53.6%	未達成
	② 事業者健診データ取得率を8.5%以上とする	8.5%	8.5%	達成
	③ 被扶養者の特定健診実施率を31.3%以上とする	31.3%	26.2%	未達成
	(参考) 第三期特定健康診査等実施計画における特定健康診査の実施率目標(①～③の合計)	59.1%	54.8%	未達成
特定保健指導の実施率及び質の向上	① 被保険者の特定保健指導の実施率を25.0%以上とする	25.0%	18.2%	未達成
	② 被扶養者の特定保健指導の実施率を8.0%以上とする	8.0%	12.8%	達成
	(参考) 第三期特定健康診査等実施計画における特定保健指導の実施率目標(①②の合計)	24.1%	18.0%	未達成
重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする	11.8%	10.5%	未達成
コラポヘルスの推進	健康宣言事業所数を57,000事業所以上とする	57,000事業所	68,992事業所	達成
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を46%以上とする	46%	47.6%	達成
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(※)80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科	80%	19支部が達成(2022年3月診療分) [参考]2022年3月診療分の使用割合が80%以上:28支部	未達成
医療提供体制に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する	47支部	27支部	未達成

組織・運営体制関係

具体的施策	KPI		結果	達成状況
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする	20%	12.6%	達成

「戦略的保険者機能強化等に向けた本部・支部の連携強化」の方策の策定(報告書 p.181)

- ・各支部では自らの創意工夫により様々な事業を実施してきましたが、都道府県単位保険料率決定の要因となる医療費の地域差や加入者の健康増進等を図るための取組である保健事業の地域差(健診・保健指導実施率等)は依然として大きい状況にあると言えます。
- ・こうした地域差を縮小するためには、医療費等の分析による地域の課題の把握や、その分析結果に基づいた医療費適正化の取組や保健事業の取組等を推進し、戦略的保険者機能を更に強化していく必要があります。

これらの問題意識の下、「支部におけるエビデンスに基づく事業実施のサイクル化」、「保健事業の充実・強化」、「広報の充実・強化」の3つの方策からなる「戦略的保険者機能関係等の充実・強化に向けた本部・支部連携強化」の方策を新たに策定しました。

支部におけるエビデンスに基づく
事業実施のサイクル化

- ・支部においてエビデンスに基づく事業実施を行うため、支部事業計画及び支部保険者機能強化予算の策定について、支部の課題把握から始まるスケジュールへの見直しを行いました。
- ・また、課題解決に向けた支部の取組を予算面からも支援するため、支部保険者機能強化予算において、2023(令和5)年度より特別枠を新設することとしました。
- ・事業実施のためには、支部におけるデータ分析能力向上が必要不可欠であることから、データ分析能力向上のための職員研修の新設や支部職員の関係学会への参加支援を拡充しました。

保健事業の充実・強化
(保健事業の人事・組織体制の強化)

- ・戦略的保険者機能強化の中核となる保健事業をより一層推進するためには、保健師が、事務職員と連携しつつ、保健事業全体の企画立案、調整、医療費分析等にその専門性を発揮していくことが期待されます。
- ・保健師をはじめとした職員の育成と保健事業実施体制の強化に向け、保健師の採用強化や保健事業の充実・強化を図るための保健事業の事務処理体制のあり方の検証を進めていきます。
- ・また、保健事業全体の企画立案・調整等を行うために必要な資質と意欲を有する保健師を育成することを目的とした「保健師キャリア育成課程」を新たに創設しました。

広報の充実・強化

- ・協会は事業所数が約250万、加入者数が約4,000万と非常に多く、事業の推進には事業主及び加入者に効果的に情報を届ける必要があります。
- ・本部・支部間において統一かつ計画的な広報を実施していくため、協会全体の広報基本方針及び当該方針を踏まえた広報計画を本部及び支部において毎年度策定することとしました。
- ・また、協会が加入者及び事業主に知っていただきたい情報を確実に伝えるため、全国統一的な広報資材を作成することとし、2021(令和3)年度は、協会の概要や取組を網羅的に紹介する「協会けんぽ GUIDE BOOK」等の2種類の広報資材を作成しました。

協会の基本理念

保険者機能強化アクションプラン(第5期)においても、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に追求していく。

【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

第5期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能関係

- 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

戦略的保険者機能関係

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

組織・運営体制関係

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

(参考)保険者機能強化アクションプラン(第5期)における主な取組

(1) 基盤的保険者機能関係

- 健全な財政運営
- 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進
- 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進
- 業務改革の推進【新】

(2) 戦略的保険者機能関係

<特定健診・特定保健指導の推進等>

- 特定健診実施率、特定保健指導実施率の向上（健診当日の初回面談の推進、情報通信技術の特定保健指導への活用）
- 事業者健診データの取得率向上に向けた新たな提供・運用スキームの確立【新】
- 特定保健指導の質の向上（アウトカム指標の検討、協会保健師等に係る人材育成プログラムの充実・強化など）【新】
- 健康教育(特に身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上【新】

<重症化予防の対策>

- 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値などの検査値等にも着目した受診勧奨の実施【新】

<コラボヘルスの推進>

- 事業所カルテ・健康宣言のコンテンツ、健康宣言からフォローアップまでのプロセスの標準化など【新】
- 身体活動・運動に着目したポピュレーションアプローチ手法の確立や個別指導手法の検討【新】
- メンタルヘルスの予防対策の充実の検討【新】

<医療費適正化、効率的な医療の実現等>

- ジェネリック医薬品の使用促進
- 地域の医療提供体制への働きかけ
- 医療保険制度の持続可能性の確保及び地域包括ケアの構築に向けた意見発信
- 外部有識者を活用した調査研究の推進【新】

<インセンティブ制度>

- インセンティブ制度の着実な実施、実施状況の検証及び評価指標等の見直し【新】

<協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進>

- 広報資材の標準化やSNS等による効果的な広報の推進【新】

(3) 組織・運営体制関係

- 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置、人事評価制度の適正な運用
- 本部機能及び本部支部間の連携の強化【新】
- 内部統制の強化【新】
- 次期システム構想【新】